

くらしの情報がわさき

KAWASAKI CITY



令和3年
秋号

- 特集記事
成年年齢引下げ ……P1・2
- いまどき相談事例 ……P3
- 川崎市消費者支援強調月間
講演会のお知らせ 他 ……P4

いまどき
相談事例

タブレットを子どもに貸しただけなのに、クレジットカードに高額請求!
「屋根のビスが外れている」と訪問してきた業者と契約をしたが心配だ

発行 川崎市消費者行政センター

成年年齢引下げ

弁護士 大橋 賢也 (川崎エスト法律事務所)

1 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」の施行日である令和4年4月1日が、あと6か月後に迫っています。成年に達すれば親権者の同意なく契約等の法律行為をすることができることとなりますが、他方で、若者は、その社会経験、知識、判断力の乏しさから消費者被害に遭いやすいと言われていています。そこで、民法は、未成年者取消権（民法5条2項）により、未成年者を保護してきました。成年年齢引下げにより、18歳、19歳の若者が未成年者取消権を失い、悪質商法のターゲットになることで、消費者被害が拡大することが懸念されます。

2 以下、未成年者や若年成人が遭いやすい消費者被害について見ていきましょう。（国民生活センター等の公表資料を参照）

(1) 大学の先輩から「バイナリーオプション*で儲かっている人がいるからその人の話を聞いてみないか」などと誘われ、3人で会うことにした。その場で「投資用USBを使用すると儲かる。50万円するが、今投資すれば後で楽に暮らせる」などと説明され、投資用USBを購入した。学生ローンからの借入を指南され、50万円を借り入れて購入代金を支払った。実際に投資用USBを使ってバイナリーオプションをやってみたが、勧誘時の説明と異なり儲からない。契約を解約し、返金して欲しい。

(2) SNSの自分のアカウントに知らない人から「ネットビジネスに興味がないか」とメッセージが届いた。興味を持ったので、無料メッセージアプリの通話機能を利用して話を聞き、その後直接会った。対面で儲かる情報商材の購入を勧められ、断り切れず10万円の情報商材を契約してしまった。支払いはクレジットカードで決済した。しばらく情報商材を使ったが、儲からない。クーリング・オフについて記載された契約書面が渡されていないので、書面不備でクーリング・オフできないか。



*バイナリーオプションは、為替相場や株価指数などを対象に、あらかじめ決められた時点、期間の騰落を予測し、ある値よりも高いか低い、一定の範囲に収まっているかなど、二者択一で選ぶ取引です。

(3) 街中で脱毛エステの無料体験に誘われた。無料体験後、断ったにもかかわらず別室に案内され、有料エステの勧誘を受け続け、断り切れずに20万円の全身脱毛コースの契約をしてしまった。支払いはクレジットカードで決済した。契約を取り消したい。

(4) 動画投稿サイトで「初回無料、送料500円のみ」という広告を見て、1回限りの購入のつもりでダイエットサプリメントを申し込んだ。購入後、販売サイトをよく見ると、小さな文字で「2回継続が条件」と記載されていた。2回目の商品は、初回商品を受け取ってから6日後に35,000円の代金となっていた。未成年のため、2回目の代金は支払えないと考え、販売業者に電話で連絡したが、電話が繋がらない。どうしたらよいか。



3

以上のような事例を見てみると、未成年者や若年成人が巻き込まれやすい消費者トラブルの特徴として次のようなポイントが上げられます。

(1) 知識・経験の不足につけ込まれて契約してしまう。

知識や経験不足のため、契約内容を理解しなかったり、確認しないまま、相手の勧誘に乗って署名・捺印をしてしまう。

(2) 絶対に儲かるなどの儲け話に弱い。

勧誘相手が高額なブランド品を身につけていたり、呼び出された場所が一見豪華な内装のオフィスだったりすると、その雰囲気流されることがある。

(3) 断りにくい状況に追い込まれてしまう。

断ろうとしても「今日中なら安価で契約できる」などと断りにくい状況に追い込まれる。

(4) お金がないと断っても、借金やクレジット契約を勧められる。

「すぐに元が取れるから」と借金やローンを勧められたり、「分割なら負担が少ない」などとクレジット契約を勧められたりするなどして、商品やサービスの購入契約を結ばされることがある。

4

未成年者や若年成人が消費者被害に遭わないようにするためには、

(1) 契約する前によく考える。

(2) うまい話は鵜呑みにせず、きっぱりと断る。

(3) 借金やクレジット契約を勧められた際は慎重に判断する。

(4) クーリング・オフ等の基本的な知識を身につける。

(5) 困ったときは消費者行政センターに相談することが必要です。

川崎市消費者行政センター 相談窓口 ☎ 044(200)3030

月～金曜日 9:00～16:00 (金曜日は電話相談のみ19:00まで受付)

土曜日 10:00～16:00 (土曜日は電話相談のみ受付)

* 日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3) を除く

* 来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください





いまだき
相談事例 1

タブレットを子どもに貸しただけなのに、 クレジットカードに高額請求!

●相談事例

クレジットカードの請求書に不明な利用が20万円程あったので確認したら、オンラインゲームでの利用と説明された。オンライン授業のために、中学生の子どもに自分のタブレットを貸していた。子どもはタブレットのオンラインゲームに夢中になり、アイテムの購入のために課金していた。タブレットにはクレジットカードの情報が登録しており、パスワードの設定はしてなかった。

●アドバイス

- オンラインゲームでは有利にゲームを進めるために、課金してアイテムを買うことができます。スマートフォンやタブレットにクレジットカード情報が登録されていると、簡単に課金ができます。子どもにスマートフォンやタブレットを渡す場合は、使い方について家族で話し合いをし、ルールを決めてから使用できるようにしてください。
- 未成年者が親の同意を得ずに高額な契約をした場合、民法の未成年者取消権によって契約を取り消すことができます。しかし、事例のように親の名義のタブレットで課金されている場合には、子どもが課金したという証明を求められ、取消しが認められない場合もあります。
- 同様のトラブルを防止するためには、プラットフォームや携帯電話の課金のアカウントにパスワードの設定をして、子どもの利用時間や課金できる金額等をあらかじめ設定できる「ペアレンタルコントロール」の機能を利用してください。
- 未成年者の子どもによるオンラインゲームでの課金トラブルで困った場合には、消費者行政センターにご相談ください。



いまだき
相談事例 2

「屋根のビスが外れている」と 訪問してきた業者と契約をしたが心配だ

●相談事例

突然業者が訪問し、「お宅の屋根のビスが外れているのが見えた。無料で点検する」と言うので依頼した。業者に「屋根のビスが外れていて、このままだと雨漏り等の被害が出る。早く修理したほうがいい」と説明されたので、その場で20万円の修理の契約をしたが、本当に必要な修理なのかと不安になってきた。

●アドバイス

- 大型の台風や集中豪雨の多発により、屋根の無料点検をした後で、「問題がある」と指摘して、修理の契約をさせるトラブルが増えています。
- 親切な業者を装い、近づいてくる点検商法です。専門家を名乗る業者から「問題がある」と言われ、無料ならばと点検を依頼してしまいます。消費者が屋根の状況を確認できないことを利用し、「修理をしないと大変なことになる」と恐怖心をあおり、契約を勧誘してきます。
- 突然訪問してきた業者を絶対に家に入れたり、点検で屋根に登らせたりしないでください。突然訪問してきた業者と契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日間は「クーリング・オフ」で無条件解約をすることができます。
- 業者に「すぐに必要」「今日契約すると安くなる」等と急がされても、その場ですぐに契約をしないでください。取引のある業者や、複数の業者から見積りを取り、契約について十分に検討してから、信頼のおける業者と契約をしてください。
- 突然訪問してきた業者からの勧誘や、契約をして困った場合には、消費者行政センターにご相談ください。

川崎市消費者支援強調月間講演会のお知らせ

- 内 容** 「後悔しない相続と正しい遺言の書き方」 講師 一般社団法人かながわFP生活相談センター 小林徹 氏
- 日 時** 11月24日(水) 14:00~16:00 (13:30受付開始)
- 会 場** 川崎市生活文化会館(てくのかわさき)2階てくのホール 川崎市高津区溝口1-6-10
- 定 員** 45名(先着順) **費 用** 無料
- 対 象 者** 市内在住・在勤・在学の方
- 申込方法** 川崎市消費者行政センターへ電話またはウェブからお申込みください。
電話044(200)3864 9:00~17:00(土・日・祝日は除く)
- 申込期間** 11月15日(月)~11月19日(金)



第3回かしこい消費者講座のお知らせ

- 内 容** 「投資を始める前に! 金融商品の種類やトラブルを知る」 講師 神奈川県金融広報アドバイザー 川口由美 氏
- 日 時** 11月30日(火) 14:00~16:00 (13:30受付開始)
- 会 場** 川崎市生活文化会館(てくのかわさき)2階てくのホール 川崎市高津区溝口1-6-10
- 定 員** 45名(先着順) **費 用** 無料
- 対 象 者** 市内在住・在勤・在学の方
- 申込方法** 川崎市消費者行政センターへ電話またはウェブからお申込みください。
電話 044 (200) 3864 9:00~17:00 (土・日・祝日は除く)
- 申込期間** 11月15日(月)~11月25日(木)



川崎市消費生活展を開催します!

今年で57回目を迎える川崎市消費生活展は、市内で活動する消費者団体等が消費者被害の防止に向けた啓発をはじめ、健康や環境問題など消費生活に関する幅広い分野での展示を行います。お近くの施設にてぜひご覧ください。

パネル展示期間

令和3年11月1日(月)~令和4年2月9日(水)

| 展示期間 | 場 所 |
|-----------------------|---------|
| 令和3年 11月 1日(月)~ 8日(月) | 教育文化会館 |
| 12月 6日(月)~10日(金) | 中原区役所 |
| 12月16日(木)~28日(火) | 幸区役所 |
| 12月21日(火)~22日(水) | てくのかわさき |
| 12月24日(金)~27日(月) | 麻生市民館 |
| 令和4年 1月 4日(火)~ 7日(金) | 多摩区役所 |
| 1月14日(金)~19日(水) | 中原市民館 |
| 2月 4日(金)~ 9日(水) | 宮前市民館 |

※12月26日(日)、1月16日(日)、17日(月)、2月6日(日)を除く

川崎駅東口地下街で展示を行います!

川崎駅東口地下街(アゼリア地下街)の広報コーナーにて、消費者行政センターの紹介や最新の消費者被害の事例などの情報を展示しています。ぜひお立ち寄りください。

展示期間 10月29日(金)~11月11日(木) **場 所** 広報コーナー(新川通り方面)

